

第48回定時株主総会招集ご通知

目次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	37
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名選任の件	38
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	49
第4号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件	53
第5号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬としての譲渡制限付株式の付与の件	55
第6号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件	58

開催日時 2021年6月29日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所 名古屋市中区錦一丁目19番30号
名古屋観光ホテル 3階 「那古の間」

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会にご出席を検討されている株主様は、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席を見合わせていただくようお願いいたします。

・事前の議決権行使をいただきました株主様には、御礼を進呈させていただきます。詳細につきましては、同封のご案内をご覧ください。

・本年は、感染症拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたしますので、本株主総会へのご出席については、事前登録の上、抽選とさせていただきます。事前登録制の詳細は、当社ホームページ(<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>)にてお知らせいたします。

【会場が使用不可となった場合の対応】

左記記載の会場が定時株主総会会場として使用できなくなった場合には、当社ホームページ(<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>)にてお知らせした上で、当社名古屋本社会議室(名古屋市中区東桜二丁目18番31号)において開催いたします。その場合には、会場が大変狭くなりますので、出席者の距離を適切に保てなくなる事態を防止するために、株主様にご来場いただくことなく当社役員のみで定時株主総会を開催させていただきますと、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

書面又はインターネットによる議決権行使期限:
2021年6月28日(月曜日)午後5時まで

リゾートトラスト株式会社

証券コード 4681

株 主 各 位

名古屋市中区東桜二丁目18番31号
リゾートトラスト株式会社
代表取締役社長 伏見 有 貴

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されます場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（61頁）をご参照のうえ、画面の案内に従って2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦一丁目19番30号
名古屋観光ホテル 3階 「那古の間」

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬としての譲渡制限付株式の付与の件 |
| 第6号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- ① 書面（議決権行使書）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

- ② 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使されました場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

5. 会場が使用不可となった場合の対応

上記 2 記載の会場が定時株主総会会場として使用できなくなった場合には、当社ホームページ (<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>) にてお知らせした上で、当社名古屋本社会議室（名古屋市中区東桜二丁目18番31号）において開催いたします。その場合には、会場が大変狭くなりますので、出席者の距離を適切に保てなくなる事態を防止するために、株主様にご来場いただくことなく当社役員のみで定時株主総会を開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、後記のとおり、株主様からは事前に質問を2021年6月18日（金曜日）まで受け付けた上で、株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ホームページに掲載させていただきます。

以上

-
- ◎ **受付開始時刻は、午前 9 時 30 分でございます。**
 - ◎ **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参ください。**
 - ◎ **代理人により議決権を行使されます場合は、当社の議決権を有する株主 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。**
 - ◎ **株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご了承ください。**
 - ◎ **事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載していますので、本冊子には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本冊子に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。**
 - ◎ **株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。**
 - ◎ **本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後にインターネット上の当社ホームページ (<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。**

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、経済活動が縮小し、多くの企業が事業活動の制限を余儀なくされております。依然として、収束が見通せない中で、先行きは極めて不透明な状況であります。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の状況は、4月～6月にかけて、会員権事業において会員権販売の営業活動が制限され縮小したこと、国内の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不要不急の外出の自粛や訪日外国人旅行者の著しい減少等により、ホテルレストラン等事業において、ホテル等施設のクローズを行ったこと、メディカル事業において、健診施設のクローズやシニアレジデンスへの新規入居が鈍化したことなど、当社グループの事業活動へ大きな影響を与えております。その後、7月～12月においては、「会員制」の事業を中心とした営業活動が底堅く推移しました。海外渡航ができない中、政府主導の「GoToキャンペーン事業」などにより国内旅行等に対する人の動きが戻りつつあり、高級リゾートへのニーズの高まりや、医療機関へ出控える中での健康への意識や会員制医療サービスへのニーズの高まりにより、ハイグレードなホテル会員権や、高額な旅行プランの販売、メディカル会員権の販売が想定以上に好転しました。また、9月には、「横浜ベイコート倶楽部」「ザ・カハラ・ホテル&リゾート 横浜」が開業を迎え、繰り延べられていた不動産収益を一括計上いたしました。1月～3月にかけては、「GoToキャンペーン」停止、感染の再拡大と再び不安が広がりましたが、お客様に寄り添うことに注力しました。これらの結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や会員制ホテルの開業に伴う収益認識等により、売上高167,538百万円（前期比5.3%増）、営業利益14,707百万円（同26.2%増）、経常利益17,647百万円（同41.5%増）、と増収増益となりましたが、一般向けホテル事業等で「減損損失」を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は、10,213百万円（前年度は7,135百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）と、減益になりました。

② 事業別概況

企業集団の事業セグメント別売上状況

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)		前期比増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
会 員 権 事 業	38,948	24.5%	66,523	39.7%	70.8%
ホテルレストラン等事業	80,659	50.7	60,322	36.0	△25.2
メ デ ィ カ ル 事 業	38,867	24.4	40,022	23.9	3.0
そ の 他	670	0.4	670	0.4	0.0
合 計	159,145	100.0	167,538	100.0	5.3

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

<会員権事業>

会員権事業におきましては、2020年9月に「横浜ベイコート倶楽部」が開業を迎え、繰り延べてきた不動産収益を一括計上したこと及びハイグレードなホテル会員権のニーズが高まり、販売が好調に推移したことなどにより、会員権事業全体として売上高66,523百万円（前期比70.8%増）、営業利益22,951百万円（同69.3%増）となりました。

<ホテルレストラン等事業>

ホテルレストラン等事業におきましては、4月～6月における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不要不急の外出の自粛要請等の影響で施設をクローズしたこと、旅行や観光への消費者マインドの低下、特に法人従業員や団体、婚礼、宴会、会議等の利用の減少などにより、ホテル稼働率が減少したこと、特に一般ホテルにおいては、訪日外国人旅行者やビジネス利用客の著しい減少の影響を受けたことなどにより、ホテルレストラン等事業全体として売上高60,322百万円（前期比25.2%減）、営業損失6,165百万円（前年度は92百万円の営業利益）となりました。

<メディカル事業>

メディカル事業におきましては、総合メディカルサポート倶楽部「グランドハイメディック倶楽部」の会員増加に伴う年会費収入等の増加のほか、シニアレジデンスの運営や、健診事業等が成長しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、会員募集、入居者募集の営業活動が制限されたこと、健診施設では施設のクローズを行ったことなどの減益要因がありました。一方で健康志向の高まりから「会員制医療サービス」が注目され、メディカル会員権の販売は好調に推移したことにより、メディカル事業全体として売上高40,022百万円（前期比3.0%増）、営業利益6,341百万円（同8.8%増）となりました。

<その他>

「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業等を含んでおります。その他全体として売上高670百万円（前期比0.0%増）、営業利益531百万円（同19.9%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、ホテル建設など生産設備の増強や既存施設の修繕などを継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は15,391百万円であります。その主なものは既存施設の修繕やシステム投資のほか、ホテルレストラン等事業において「横浜ベイコート倶楽部」と「ザ・カハラ・ホテル&リゾート 横浜」を開業したことなどに伴う有形・無形固定資産の取得によるものであります。なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金及び借入金等によって賅っております。

(3) 対処すべき課題

わが国における今後の経済情勢につきましては、政府主導により新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐ対策が推進される中で、経済活動が再開され、多くの業種が正常化していく一方で、観光産業、飲食や娯楽サービス業等においては、厳しい環境が続くことが予想されます。依然として、感染力の高い変異種が流行する可能性があり、先行きは極めて不透明であります。

当社グループは、このような時だからこそ、会員様を始めとするお客様に寄り添い、「会員制の基本」に立ち返り、信頼関係の維持、向上に努めるとともに、メディカル事業の「予防」や早期治療を目指した「早期診断」で培ったノウハウと情報の活用を行い、お客様の「健康」に関わる課題の解決も積極的に行っております。

観光産業においては、少子高齢化、労働人口減少による人材不足は喫緊の課題であります。また、ヘルスケア産業においては、未病・予防・健康管理、地域に根ざしたヘルスケア産業の創出や、「人生100年時代」健康寿命延伸のための取組みをはじめ、全ての人が元気に活躍し、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要とされております。

このような環境に即し、当社グループは、中期経営計画「Connect 50 ～ご一緒します、いい人生～」において、強固なグループブランドを実現し、「一生涯」を通じてお付き合いしていただけるグループになることを目指しております。

今般のコロナ禍にあって、より一層、グループの力を結集して取り組むため、グループのアイデンティティ「ご一緒します、いい人生 より豊かで、しあわせな時間（とき）を創造します」を制定しました。さらに、本計画を見直し、先3年間を対象とした「『Connect50』ローリングプラン」にて、創業50周年目となる3年目に過去最高水準の売上、利益を目指すことを目標として掲げております。

私たちがリゾートトラストグループは、人々とともに、より豊かで幸福な社会を実現するため「環境・社会・ガバナンス」において社会的責任を果たし、持続的な成長を目指した経営を続けてまいる所存です。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2017年度)	第 46 期 (2018年度)	第 47 期 (2019年度)	第 48 期 当連結会計年度 (2020年度)
売 上 高 (百万円)	165,413	179,542	159,145	167,538
経 常 利 益 (百万円)	19,422	19,528	12,476	17,647
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	11,830	12,358	7,135	△10,213
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	110.82	115.53	66.65	△95.39
総 資 産 (百万円)	421,440	401,426	400,833	407,243
純 資 産 (百万円)	125,190	132,050	132,991	120,791

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数の計算において控除した自己株式数には、E S O P「株式給付信託(株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託(B B T)導入において設定した、(株)日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式1,294,960株を含めております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第46期の期首から適用しており、第45期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。
3. 第45期は、2016年8月に販売を開始した「ラグーナベイコート倶楽部」の会員権販売が好調に推移したこと、2018年2月に「芦屋ベイコート倶楽部」が開業したことに伴い、不動産売上及び収益が計上され、増収増益となりました。
4. 第46期は、2019年3月に「ラグーナベイコート倶楽部」が開業したことに伴い、不動産売上及び収益が計上されたこと、2018年2月に「芦屋ベイコート倶楽部」、2018年4月に「エクシブ六甲サンクチュアリ・ヴィラ」が開業したことによりホテル運営収益に業績貢献し、増収増益となりました。
5. 第47期は、大型ホテルの開業が無かったため、前期と比べて不動産収入が減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛要請、休業、休校等の動きが加速したことで、2020年3月の行楽シーズン、春休み期間等の旅行需要が大幅に落ち込んだことなどにより、減収減益となりました。
6. 第48期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2017年度)	第 46 期 (2018年度)	第 47 期 (2019年度)	第48期(当期) (2020年度)
売 上 高 (百万円)	123,677	134,535	110,831	122,942
経 常 利 益 (百万円)	13,605	12,872	7,021	11,591
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	9,234	8,652	4,306	△19,296
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	86.51	80.89	40.23	△180.22
総 資 産 (百万円)	349,689	328,740	324,532	326,199
純 資 産 (百万円)	95,804	100,054	98,176	77,677

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数の計算において控除した自己株式数には、E S O P「株式給付信託(株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託(B B T)導入において設定した、(株)日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式1,294,960株を含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)		主要な事業内容
(株) ハイメディック	300百万円	100.0		メディカルクラブの開発及び運営
アール・ティール開発(株)	100百万円	100.0		不動産の売買、賃貸及びその管理
リゾートトラストゴルフ事業(株)	100百万円	100.0		ゴルフ場及び宿泊施設の経営
(株) コンプレックス・ビズ・インターナショナル	50百万円	100.0		ヘアアクセサリ等の製造販売
トラストガーデン(株)	50百万円	100.0		介護サービス事業
R T C C (株)	50百万円	100.0		旅行業法に基づく旅行業務
ジャストファイナンス(株)	10百万円	100.0		金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
(株) ジェス	10百万円	100.0		建物及び各種付帯設備の清掃
アール・エフ・エス(株)	10百万円	100.0		経理、総務等の事務請負
RESORTTRUST HAWAII, LLC	290,000 千米ドル	100.0		ホテルの経営
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	100百万円	100.0	(100.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
(株) 関西ゴルフ倶楽部	66百万円	100.0	(100.0)	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
(株) サンホテルエージェント	10百万円	100.0	(100.0)	損害保険等の代理業務
(株) 日本スイス・パーフェクション	10百万円	100.0	(100.0)	化粧品又は化粧用具の輸入、販売及び販売代理業
(株) シニアライフカンパニー	1万円	100.0	(100.0)	有料老人ホーム及び高齢者向け住宅施設の運営
(株) C I C S	1,472百万円	76.0	(76.0)	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売
(株) 東京ミッドタウンメディスン	100百万円	66.5	(66.5)	医療施設経営のコンサルティング
(株) i M e d i c a l	100百万円	51.0	(51.0)	医療関連システム開発及び支援業務
(株) セントメディカル・アソシエイツ	9百万円	51.0	(51.0)	遠隔医療に関する診断システム開発、設計及び販売
(株) ダイヤメディカルネット	100百万円	51.0	(51.0)	遠隔画像診断サービス
(株) 進興メディカルサポート	100百万円	50.0	(50.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の(内書)は間接所有を表しております。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. (株)関西ゴルフ倶楽部は、2020年6月19日付で7百万円増資いたしました。
 4. (株)ダイヤメディカルネットは、2021年3月1日付で(株)iMedicalの子会社となりました。

③ 企業結合の成果

連結子会社は21社であります。当連結会計年度の売上高は167,538百万円（前期比5.3%増）となりました。また、営業利益は14,707百万円（同26.2%増）、経常利益は17,647百万円（同41.5%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は10,213百万円（前年度は7,135百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

会員権事業	ホテル会員権の販売、ホテル会員権購入者を対象とした金銭の貸与
ホテルレストラン等事業	ホテル・レストラン等の運営、ホテルの清掃、会員サービス（名義変更料、旅行部門の売上高、通販売上、会員制ホテルの交換利用における手数料収入）、損害保険代理業、ヘアアクセサリー等の製造・販売及びトータルビューティー事業
メディカル事業	メディカル会員権の販売、その管理及びメディカル会員権購入者を対象とした金銭の貸与、医療施設の設立及び運営・経営コンサルティング事業、医療設備賃貸業、介護サービス事業、高齢者向け住宅の管理運営、医療機器・研究用機器の開発及び製造・販売、医療関連システム開発及び支援業務、遠隔医療に関する診断システム開発及び設計・販売
その他	不動産の賃貸、別荘管理等

(7) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の事業所

事 務 所	住 所
名古屋本社	愛知県名古屋市中区東桜2-18-31
東京本社	東京都渋谷区代々木4-36-19 リゾートトラスト東京ビル
大阪支社	大阪府大阪市北区西天満4-14-3 リゾートトラスト御堂筋ビル
横浜支社	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMOライジングビル

施 設	住 所
1. 東京ベイコート倶楽部	東京都江東区有明3-1-15
2. 芦屋ベイコート倶楽部	兵庫県芦屋市海洋町14-1
3. ラグーナベイコート倶楽部	愛知県蒲郡市海陽町2-9-1
4. 横浜ベイコート倶楽部	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-4
5. ザ・カハラ・ホテル&リゾート 横浜	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-3
6. エクシブ鳥羽	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-1
7. エクシブ伊豆	静岡県伊東市富戸1317-5243
8. エクシブ白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-76
9. エクシブ軽井沢	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢23-1
10. エクシブ鳥羽アネックス	三重県鳥羽市安楽島町字二地169-2
11. エクシブ淡路島	兵庫県洲本市小路谷字古茂江1275-3
12. エクシブ山中湖	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12
13. エクシブ白浜アネックス	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-44
14. エクシブ琵琶湖	滋賀県米原市磯1477-2
15. エクシブ蓼科	長野県茅野市蓼科高原北山4035
16. エクシブ鳴門	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津167-3
17. エクシブ初島クラブ	静岡県熱海市初島800
18. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津110-2
19. エクシブ浜名湖	静岡県浜松市西区村櫛町字志津ノ前4620
20. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢25
21. エクシブ那須白河	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字雀子山3
22. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ ドゥーエ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津105-2
23. エクシブ京都 八瀬離宮	京都府京都市左京区八瀬野瀬町74-1

施設	住所
24. エクシブ山中湖サンクチュアリ・ヴィラ	山梨県南都留郡山中湖村平野562-15
25. エクシブ箱根離宮	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下112-2
26. エクシブ有馬離宮	兵庫県神戸市北区有馬町1661-11
27. エクシブ軽井沢 パセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢21-1
28. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字反り向97-2
29. エクシブ鳥羽別邸	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-8
30. エクシブ湯河原離宮	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上631-1
31. エクシブ六甲 サンクチュアリ・ヴィラ	兵庫県神戸市灘区六甲山町北六甲4512-28
32. リゾーピア熱海	静岡県熱海市東海岸町13-93
33. リゾーピア久美浜	京都府京丹後市久美浜町湊宮1302-2
34. リゾーピア別府	大分県別府市堀田7組の1
35. サンメンバーズひるがの	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670-362
36. サンメンバーズ京都嵯峨	京都府京都市右京区嵯峨広沢南野町27-1
37. サンメンバーズ東京新宿	東京都新宿区西新宿3-5-13
38. サンメンバーズ名古屋錦	愛知県名古屋市中区錦3-13-30 (サンホテル名古屋内)
39. サンメンバーズ名古屋白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ホテルトラスティ名古屋 白川内)
40. サンメンバーズ鹿児島	鹿児島県鹿児島市堀江町19-14 (ホテル サンフレックス鹿児島内)
41. ホテルトラスティ名古屋 栄	愛知県名古屋市中区錦3-15-21
42. ホテルトラスティ心齋橋	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17
43. ホテルトラスティ東京ベイサイド	東京都江東区有明3-1-15
44. ホテルトラスティ神戸 旧居留地	兵庫県神戸市中央区浪花町63
45. ホテルトラスティ大阪 阿倍野	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-10-300
46. ホテルトラスティ金沢 香林坊	石川県金沢市香林坊1-2-16
47. ホテルトラスティ名古屋 白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ヴィア白川内)
48. ホテルトラスティ プレミア 日本橋浜町	東京都中央区日本橋浜町2-30-4
49. ホテルトラスティ プレミア 熊本	熊本県熊本市中央区桜町3-20

- (注) 1. 「横浜ベイコート倶楽部」は、2020年9月23日に開業いたしました。
2. 「ザ・カハラ・ホテル&リゾート 横浜」は、2020年9月23日に開業いたしました。
3. 「サンメンバーズ神戸」は、2021年1月25日に閉鎖いたしました。
4. 「ホテルトラスティ名古屋」は、2021年1月25日に閉鎖いたしました。

② 子会社の事業所

会 社 名	本 社 住 所
(株) ハイメディック	東京都渋谷区代々木4-36-19
アール・ティール開発(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
リゾートトラストゴルフ事業(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
R T C C (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ジャストファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) ジェス	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
アール・エフ・エス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) サンホテルエージェンツ	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株)日本スイス・パーフェクション	東京都渋谷区代々木4-36-19
トラストガーデン(株)	東京都渋谷区代々木4-36-19
(株) シニアライフカンパニー	東京都渋谷区代々木4-36-19
(株) 関西ゴルフ倶楽部	兵庫県三木市吉川町吉安877-1
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) 東京ミッドタウンメディスン	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株) i M e d i c a l	東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー
(株) C I C S	東京都江東区有明3-5-7
(株) 進興メディカルサポート	東京都港区西新橋2-39-3 SVAX西新橋ビル
(株) セントメディカル・アソシエイツ	愛知県名古屋市中区栄1-22-22
(株) ダイヤメディカルネット	東京都千代田区三番町22-7
RESORTTRUST HAWAII, LLC	USA 5000 Kahala Avenue Honolulu, HI 96816

(注) (株)ダイヤメディカルネットは、2021年3月1日付で(株)iMedicalの子会社となりました。

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
会 員 権 事 業	664
ホテルレストラン等事業	5,170
メ デ ィ カ ル 事 業	1,787
そ の 他	6
全 社 (共 通)	496
合 計	8,123 (2,926)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,437名	16名 減	38.3歳	10.3年
女 性	2,061	41 増	30.9	6.0
合計または平均	5,498	25 増	35.5	8.7

- (注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員(141名)及び臨時従業員(期中平均人数1,767名)は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
(株) 三 菱 U F J 銀 行	20,485 百万円
(株) み ず ほ 銀 行	18,250
(株) 三 井 住 友 銀 行	13,680
農 林 中 央 金 庫	5,000
み ず ほ 信 託 銀 行 (株)	3,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 108,520,799株 (うち自己株式数 154,566株)
(3) 株主数 36,231名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 宝 塚 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	13,419,648 株	12.4 %
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	7,109,600	6.6
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 信 託 口	5,304,200	4.9
サ ッ ポ ロ ビ ー ル (株)	3,351,760	3.1
伊 藤 興 朗	2,922,616	2.7
(株) ジ ー ア イ	1,921,976	1.8
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 信 託 口 4	1,885,300	1.7
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L.P.	1,560,500	1.4
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,555,200	1.4
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,517,000	1.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式154,566株を保有しております。
自己株式には、E S O P [株式給付信託 (株式給付型プラン・業績連動型プラン)] 及び株式給付信託 (B B T) 導入において設定した、(株)日本カストディ銀行 (信託 E 口) 所有の当社株式 1,288,700株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役ファウンダー	伊 藤 與 朗	グループCEO（グループ最高経営責任者）
代表取締役会長	伊 藤 勝 康	CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	伏 見 有 貴	COO（最高執行責任者）
専 務 取 締 役	井 内 克 之	業務部門管掌兼CCO（コンプライアンス総責任者）
専 務 取 締 役	新 谷 敦 之	会員制本部長
専 務 取 締 役	内 山 敏 彦	料理飲料部門管掌
常 務 取 締 役	高 木 直	会員制本部副本部長兼大阪支社長
常 務 取 締 役	花 田 慎一郎	開発部門管掌
取 締 役	荻 野 重 利	ホテル&リゾート本部長
取 締 役	古 川 哲 也	メディカル本部長
取 締 役	野 中 ともよ	
取 締 役	寺 澤 朝 子	
取締役（監査等委員）	美濃羽 英 伸	
取締役（監査等委員）	谷 口 嘉 孝	
取締役（監査等委員）	相 羽 洋 一	
取締役（監査等委員）	赤 堀 聰	
取締役（監査等委員）	中 谷 敏 久	

- (注) 1. 取締役のうち野中ともよ氏、寺澤朝子氏、谷口嘉孝氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員として美濃羽英伸氏及び谷口嘉孝氏を選定しております。
3. 取締役 荻野重利氏は、2020年4月1日付で東日本事業部長の委嘱を解かれました。
4. 監査等委員 相羽洋一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員 赤堀聰氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員 中谷敏久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役 野中ともよ氏、寺澤朝子氏、取締役（監査等委員） 谷口嘉孝氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 古川哲也氏は、2021年4月1日付で取締役から常務取締役に昇格しました。

(2) 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要		
取締役	伊藤 與朗	(株)宝塚コーポレーション	代表取締役社長	不動産賃貸業		
		伏見 有貴	(株)東京ミッドタウンメディスン	代表取締役	医療施設経営のコンサルティング	
		(株)シニアライフカンパニー	代表取締役	有料老人ホーム及び高齢者向け住宅施設の運営		
		(株) C I C S	代表取締役会長	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売		
		(株)ハイメディック	代表取締役社長	メディカルクラブの開発及び運営		
		トラストガーデン(株)	代表取締役社長	介護サービス事業		
	井内 克之	ジャストファイナンス(株)	代表取締役	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介		
		アール・エフ・エス(株)	代表取締役	経理、総務等の事務請負		
		(株)ハイメディック	監査役	メディカルクラブの開発及び運営		
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	監査役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング		
		(株) i M e d i c a l	監査役	医療関連システム開発及び支援業務		
		(株)セントメディカル・アソシエイツ	監査役	遠隔医療に関する診断システム開発、設計及び販売		
	荻野 重利	(株) ジェス	代表取締役	建物及び各種付帯設備の清掃		
		RESORTTRUST HAWAII, LLC	代表者	ホテルの経営		
	古川 哲也	(株)ハイメディック	代表取締役	メディカルクラブの開発及び運営		
		(株)進興メディカルサポート	代表取締役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング		
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	代表取締役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング		
		(株)セントメディカル・アソシエイツ	代表取締役会長CEO	遠隔医療に関する診断システム開発、設計及び販売		
		(株) i M e d i c a l	代表取締役会長CEO	医療関連システム開発及び支援業務		
		(株)ダイヤメディカルネット	代表取締役社長	遠隔画像診断サービス		
		(株)日本スイス・パーフェクション	代表取締役社長	化粧品又は化粧用具の輸入、販売及び販売代理業		
		(株) C I C S	代表取締役社長	医療機器・研究用機器の開発、製造、販売		
	寺澤 朝子	中部大学	学長補佐 教授			
	取締役 (監査等委員)	相羽 洋一		代表パートナー		
			しるべ総合法律事務所	弁護士		
		赤堀 聰	赤堀聰税理士事務所		所長	
					税理士	
中谷 敏久		監査法人マーキュリー		代表社員		
				公認会計士		

- (注) 1. 取締役 荻野重利氏は、2020年5月29日付で㈱ジェスの代表取締役役に就任しております。
2. 取締役 古川哲也氏は、2021年3月1日付で㈱ダイヤモンドカルネットの代表取締役社長に就任しております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	623 (12)	623 (12)	— (—)	— (—)	12 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	41 (29)	41 (29)	— (—)	— (—)	5 (4)
合計 (うち社外取締役)	665 (41)	665 (41)	— (—)	— (—)	17 (6)

(注) 上記の金額には当事業年度の役員退職慰労引当金として費用処理した66百万円(取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)10名)は含まれておりません。

② 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

業績や株価を意識した経営を行うこと及び株主との利益意識を共有することを目的として、当社の取締役の業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。目標となる業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益」であり、当該業績指標を選定した理由は、株主共同の利益への配慮をお約束するためであります。当該報酬の数の算定方法は、当社役員株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じて決定した配分原資(一事業年度あたり197百万円を上限)を元に、役位、職責、業績への貢献度その他の事情を踏まえ、業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式(但し、ポイントの端数部分については現金)を給付することとしております。なお、具体的に付与するポイント数は、上記目的に適合するように、報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定することとしております。当該事業年度を含む「親会社株主に帰属する当期純利益」の推移は事業報告「1.企業集団の現況に関する事項(4)財産及び損益の状況の推移」(7頁から8頁まで)に記載のとおりです。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第42回定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は13名です。また、当該金銭報酬の報酬限度額の枠内で、2015年6月26日開催の第42回定時株主総会において、当社取締役(監査等委員で

ある取締役を除く。)の業績連動型株式報酬の額を年額197百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は13名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。また、監査等委員である取締役の退職慰労金については、2016年6月29日開催の第43回定時株主総会において監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴い、当該定時株主総会の終結の時までの在任中の労に報いるため、監査等委員である取締役2名に対して当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することを決議しております。

- ④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。本項において、以下同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- i 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の拡大を目指すインセンティブとして十分に機能し各取締役の動機付けがなされ、優秀な人材を経営者として確保可能な報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」という。)の原案を報酬諮問委員会に諮問し、答申内容を踏まえて取締役会において決定方針を決議いたしました。
 - ii 決定方針の内容の概要
 - a. 当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の拡大を目指すインセンティブとして十分に機能し各取締役の動機付けがなされ、優秀な人材を経営者として確保可能な報酬体系とし、取締役の報酬は、固定報酬、退職慰労金及び株式給付信託により構成し、社外取締役の報酬は、独立性の観点から固定報酬のみといたします。
 - b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。退職慰労金については、在任中の労に報いるため、役位、在任年数、貢献度その他の事情を考慮して決定した基準に従い、取締役の退任に伴い支給するものといたします。
 - c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針については、当社の取締役の株式給付信託を内容とし、業績や株価を意識した経営を行うこと及び株主との利益意識を共有することを目的として、役位、職責、在任年数その他の事情に応じて予め設定した水準に従い、取締役に対し、報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定した業績目標の達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式(但し、ポイントの端数部分については現金)を給付いたします。
 - d. 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連す

る業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において諮問を行います。

- e. 個人別の報酬の額及び数については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬の額及び数の決定といたします。上記委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬諮問委員会にて原案を諮問し、答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重して個人別の報酬を決定することといたします。
- iii 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役ファウンダー伊藤與朗及び代表取締役会長伊藤勝康が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の個人別の基本報酬の額の決定であり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬の内容を決定するに際しては、予め報酬諮問委員会にて原案を諮問して、答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重して個人別の報酬を決定することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 取締役寺澤朝子氏の兼職先である中部大学は、当社との間に重要な取引その他重要な関係はありません。
 取締役（監査等委員）相羽洋一氏の兼職先であるしるべ総合法律事務所は、当社と法律顧問契約を締結しております。
 取締役（監査等委員）赤堀聰氏の兼職先である赤堀聰税理士事務所は、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。
 取締役（監査等委員）中谷敏久氏の兼職先である監査法人マーキュリーは、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況と役割
取締役	野中ともよ	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、企業経営の多様な経験及び政治・社会・環境等の幅広い見地から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会では委員として、当事業年度において開催された委員会すべてに出席しており、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役	寺澤朝子	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、企業での豊富な調査経験及び経営学における専門的な見地から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	谷口嘉孝	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会15回のすべてに出席し、常勤監査等委員の観点から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会では委員長として、当事業年度において開催された委員会すべてに出席しており、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	相羽洋一	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、監査等委員会15回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	赤堀聰	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会15回のすべてに出席し、税理士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会では委員として、当事業年度において開催された委員会すべてに出席しており、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	中谷敏久	同氏は当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会15回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会では委員として、当事業年度において開催された委員会すべてに出席しており、業務執行者から独立した客観的立場で経営の監督に務めております。

(5) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役である野中ともよ氏、寺澤朝子氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 86百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行の状況及び報酬の見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項に定める同意の判断をいたしました。

2. 会計監査人に対する報酬等の額については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額で記載しております。

(3) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

100百万円

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(5) 子会社の監査に関する状況

当社子会社の株式会社関西ゴルフ倶楽部及びRESORT TRUST HAWAII, LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行い、不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、2006年5月16日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議いたしております。本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行うこととしており、現在の決議内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（ＣＣＯ）及び専任部署であるリスク管理部を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、取締役のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ③ 取締役会は、取締役会規則に従い、取締役の業務運営・職務執行の適法性を確保し、その監督をしております。
- ④ 取締役は、自社の取り扱う事業に関連する法規を認識し、コンプライアンス意識の維持向上を図っております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報、取締役会及び経営会議等の重要な意思決定に関する情報、その他重要な情報（電磁的データを含む）について、社内規程に従って適切に保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制を整備しております。
- ② 当社は、自社の取り扱う事業分野に関するリスクを把握し、リスク管理に係る規程の制定及びその遵守を行うとともに、リスク管理に関する従業員教育を行っております。
- ③ 当社は、不測の事態に対する危機管理体制を整備し、適切・迅速な対応により損害を最小限に抑えるよう努めております。
- ④ 当社の各部門は、各自の業務において、その内在するリスクを把握、分析、検討したうえで適切な対策を実施するとともに、リスクが発生し得ると予測される場合には、速やかに取締役に情報が届くような体制を整備いたしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務権限、会議体及び会議付議事項の基準を明確化するとともに、各部門の業務分掌を明確にし、意思決定の効率化を図る体制を整備しております。
- ② 当社は、社内規程に基づき取締役会を毎月開催し、経営に関する重要事項について決議し、取締役の監督等を行っております。

- ③ 当社は、取締役会において中期5ヵ年計画、年度予算等の策定をし、全社及びグループの予算・業績管理を実施しております。
- ④ 当社は、全社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、社内規程に従い、経営会議の開催による検討を経て決定しております。
- ⑤ 経営環境に的確に対応するため、意思決定の迅速化や経営人材の育成を図るために執行役員制度を導入しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（CCO）及び専任部署であるリスク管理部を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、使用人に対し企業理念・経営方針を継続的に伝えることにより、法令・社会倫理に基づいた企業行動をとることを徹底させております。
- ③ 当社は、使用人に対し法令遵守のための継続的なコンプライアンス教育を行うとともに、使用人のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう、社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ④ 当社は、業務運営・職務執行の適法性、効率性を図るため内部監査を実施し、監査指摘事項に従い改善しております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守しております。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、社内規程に基づき、グループ会社の業務の適正を管理するとともに、必要に応じてグループ会社との情報交換を行っております。
- ② 当社は、グループ会社に役職員を派遣することによりグループ会社の業務の適正を確保しております。
- ③ 当社は、グループ会社全体について業務が適正に実施されるよう、内部通報制度の整備を行っております。
- ④ 当社は、監査部が定期的にグループ会社の監査を行い、親会社の取締役会に報告を行っております。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、グループ法人管理規程を定め、グループ会社が当社に承認を求めべき事項、グループ会社が当社に報告をすべき事項を、その内容の重要度合に応じて、明確に定めております。

(8) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社のリスク管理を担当統括する組織として、リスク管理部及びリスク管理委員会を設置し、リスクの状況の把握、評価等を行っております。

(9) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの中期経営計画を策定するとともに、グループ各社において事業計画を策定させ、その進捗状況を毎月確認し、検証しております。

(10) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス基本方針を定め、当社グループ会社とも共有し、周知徹底することで、理解と浸透を図っております。

② 当社は、グループ会社におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、グループ会社のコンプライアンスを担当統括する組織としてリスク管理部及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス総責任者（CCO）を置いております。

(11) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会事務局を設置し、専任の監査等委員会スタッフを配置しております。

(12) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会スタッフの人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事部門に対し変更を申し入れることができるものといたします。

(13) 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会に専属することとし、もっぱら監査等委員の指示に従うことにより、監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保するものといたします。

(14) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び従業員は、法定の事項に加え、次の事項について遅滞なく監査等委員会に報告するものといたします。

イ. 全社的に影響を及ぼす重大事項の決議の内容

ロ. 内部統制に関する活動報告

ハ. 内部通報制度の運用状況

(15) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの役職員は、法令等の違反行為を発見した場合は、当該グループ会社の監査役（若しくは代表取締役）に対して報告を行うものとし、報告を受けた者は当社のリスク管理部に報告するものとし、リスク管理部長は、監査等委員会に速やかにその内容を報告するものといたします。

(16) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループ会社の役職員も利用可能な内部通報制度を設けており、当該通報を行ったことで不利益な取り扱いを受けることのないことを明記しております。

(17) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の監査の実効を担保すべく、毎年、予算措置をするものとします。その他予算外のものにあつては、監査等委員会の職務に必要な費用を当社が負担するものとしたします。

(18) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見を交換する等をして、経営方針及び会社の対処すべき課題の他、監査上、重要性を認める事項につき、相互の認識及び信頼関係を深め、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

- ① 当社は、企業統治の体制として、監査等委員会設置会社の組織形態を採用し、監査等委員である取締役による監査を実施しております。
- ② 監査等委員（男性5名女性0名）は、5名中4名が社外取締役であり、毎月開催される取締役会に出席しております。経営会議その他の重要な会議について監査等委員である常勤取締役が出席し、公正な経営監視体制をとっております。また監査等委員会は監査等委員以外の取締役（男性10名女性2名）のヒアリングを実施するなどコーポレート・ガバナンスが適正に機能しているか等につきレビューを行っております。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を設置し、専任のスタッフ1名を配置して監査等委員会の実効性ある監査・監督活動に資する体制を整備しております。
- ④ 監査等委員である取締役は、監査部が全部門を対象に計画的に実施する業務監査の監査結果について毎月報告を受けるほか、財務報告に係る内部統制の整備やその運用状況の評価結果についても随時報告を受けております。
- ⑤ 監査部は、全部門を対象に計画的な業務監査と財務報告に係る内部統制の評価業務に携わり、その結果を代表取締役社長に報告を行うとともに関係部署に対しても監査結果もしくは評価結果を開示し改善を求めることを通じて内部統制の有効性向上を図っております。同様に、監査部は監査等委員会にその結果を報告するとともに、リスク管理部も交えて、監査等委員会との意見交換を行っております。
- ⑥ 監査部長は監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の監査に同行しております。監査等委員会事務局スタッフは、各監査等委員に対して監査上必要な資料のほか、社内の重要な情報についても適宜提供しております。
- ⑦ 当社は経営環境に的確に対応するため、意思決定の迅速化や経営人材の育成を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員は男性8名、女性0名（4月末時点）で構成されております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	152,856	流 動 負 債	100,777
現金及び預金	48,367	支払手形及び買掛金	1,335
受取手形及び売掛金	9,032	短期借入金	2,125
営業貸付金	58,268	一年内返済予定の長期借入金	19,954
有価証券	10,695	一年内償還予定の社債	150
商 価 証	971	一年内償還予定の新株予約権付社債	29,728
販売用不動産	15,668	リ ー ス 債 務	1,164
原材料及び貯蔵品	1,202	未 払 金	7,924
仕掛販売用不動産	3,685	未 払 法 人 税 等	5,726
そ の 他	5,987	未 払 消 費 税 等	2,153
貸倒引当金	△1,022	前 受 金	3,548
		前 受 取 益	18,103
		債務保証損失引当金	40
		ポイント引当金	1,297
		そ の 他	7,522
固 定 資 産	254,386	固 定 負 債	185,673
有 形 固 定 資 産	176,366	社 債	150
建物及び構築物	103,936	長 期 借 入 金	44,004
機械装置及び運搬具	2,242	リ ー ス 債 務	12,435
コ ー ス 勘 定	7,635	繰 延 税 金 負 債	671
土 地	48,580	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,156
リ ー ス 資 産	7,573	株 式 給 付 引 当 金	2,014
建 設 仮 勘 定	2,306	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,453
そ の 他	4,091	長 期 預 り 保 証 金	30,796
		償 却 型 長 期 預 り 保 証 金	73,153
		そ の 他	17,837
無 形 固 定 資 産	9,218	負 債 合 計	286,451
の れ ん	2,511	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	4,153	株 主 資 本	114,116
そ の 他	2,554	資 本 本 金	19,590
		資 本 剰 余 金	21,701
		利 益 剰 余 金	74,612
		自 己 株 式	△1,787
投資その他の資産	68,801	その他の包括利益累計額	1,462
投資有価証券	29,867	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,801
関係会社株式	1,323	為 替 換 算 調 整 勘 定	△443
長期貸付金	6,052	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	104
退職給付に係る資産	188	新 株 予 約 権	313
繰延税金資産	11,551	非 支 配 株 主 持 分	4,898
そ の 他	20,288	純 資 産 合 計	120,791
貸倒引当金	△470	負 債 及 び 純 資 産 合 計	407,243
資 産 合 計	407,243		

連結損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	167,538
売上原価	37,854
売上総利益	129,684
販売費及び一般管理費	114,977
営業利益	14,707
営業外収益	
受取利息	1,049
受取配当金	93
貸倒引当戻入	154
債務保証損失引当戻入	11
助成金の収入	2,317
その他	533
営業外費用	
支払利息	444
持分法による投資損失	32
控除対象外消費税	385
為替差	25
その他	332
経常利益	1,219
特別利益	17,647
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	6
関係会社株式売却益	1
助成金の収入	1,496
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	46
減損	22,034
投資有価証券売却損	218
関係会社株式売却損	3
新型コロナウイルス感染症による損失	3,556
その他	247
税金等調整前当期純損失	26,109
法人税、住民税及び事業税	△6,953
法人税等調整額	6,714
当期純損失	△3,504
当期純損失	△10,163
非支配株主に帰属する当期純利益	50
親会社株主に帰属する当期純損失	△10,213

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	136,373	流 動 負 債	81,458
現金及び預り金	37,579	買掛金	1,058
受取手形	2	短期借入金	2,125
売掛金	4,977	一年内返済予定の長期借入金	18,899
有価証券	10,695	一年内償還予定の新株予約権付社債	29,728
商販用不動産	15,668	リース債	486
原材料	520	未払金	6,509
仕掛販売用不動産	3,685	未払費用	4,006
前払蔵庫	224	未払法人税等	3,394
短期貸付金	1,328	未払消費税	1,362
そ の 引 当	59,811	前受金	2,432
	1,968	関係会社預り金	560
	△309	預り金	1,731
		前受取引当金	8,907
		債務保証損失引当金	189
		その他	65
固 定 資 産	189,826	固 定 負 債	167,062
有 形 固 定 資 産	109,485	長期借入金	38,029
建物	65,004	リース債	9,072
構築物	3,058	退職給付引当金	1,846
機械及び装置	1,210	役員退職慰労引当金	2,156
船舶	31	株式給付引当金	2,014
車輜運搬用具及び備品	61	長期前受取利益	296
工具・器具	3,142	関係会社預り保証金	16,940
土・地	3,269	長期預り保証金	26,369
土・地	27,610	償却型長期預り保証金	69,735
一 般 資 産	3,846	資産除の	117
建設仮勘定	2,248	その他	484
無 形 固 定 資 産	6,169	負 債 合 計	248,521
借地権	1,553	純 資 産 の 部	
商ソフウェア	16	株 主 資 本	75,563
施設の権利	3,662	資本金	19,590
その他	71	資本剰余金	22,564
	864	資本準備金	19,238
投 資 そ の 他 の 資 産	74,171	その他資本剰余金	3,325
投資有価証券	29,710	利 益 剰 余 金	35,196
関係会社株	23,691	利益準備金	371
長期前払年金費用	7,086	その他利益剰余金	34,825
長期前払年金費用	41	別途積立金	50,100
繰延税金資産	707	繰越利益剰余金	△15,274
繰延税金資産	8,743	自 己 株 式	△1,787
繰入金の証券	4,126	評価・換算差額等	1,800
繰入金の証券	107	その他有価証券評価差額金	1,800
繰入金の証券	△42	新 株 予 約 権	313
資 産 合 計	326,199	純 資 産 合 計	77,677
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	326,199

損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	122,942
売上原価	34,352
売上総利益	88,589
販売費及び一般管理費	79,466
営業利益	9,123
営業外収益	
受取利息	1,064
有価証券利息	947
受取配当金	92
貸倒引当金戻入額	24
債務保証損失引当金戻入額	24
助成金の収入	1,125
その他の収入	441
営業外費用	
支払利息	502
控除対象外消費税等	115
為替差損	24
その他	609
経常利益	11,591
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	6
関係会社株式売却益	2
助成金の収入	1,367
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	27
減損損失	10,277
投資有価証券売却損	218
関係会社株式評価損	18,566
新型コロナウイルス感染症による損失	2,601
その他の損失	228
特別損失	31,919
税引前当期純損失	△18,951
法人税、住民税及び事業税	3,790
法人税等調整額	△3,444
当期純損失	345
	△19,296

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

リゾートトラスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リゾートトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

リゾートトラスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰 久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）を重点監査項目と設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制（金融商品取引法第193条の2第2項）については、代表取締役社長及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムに関する取締役会決議の内容）は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はなく、その整備及び運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、有効である旨の報告を代表取締役社長及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

リゾートトラスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	谷 口 嘉 孝 ㊟
常勤監査等委員	美 濃 羽 英 伸 ㊟
監査等委員	相 羽 洋 一 ㊟
監査等委員	赤 堀 聡 ㊟
監査等委員	中 谷 敏 久 ㊟

(注) 監査等委員谷口嘉孝、及び相羽洋一、赤堀聡、中谷敏久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおり1株につき15円とさせていただきますと存じます。

なお、先に中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

総額 1,625,493,495円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分については、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 20,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定に当たりましては、代表取締役（3名）及び独立社外取締役（4名）で構成された指名諮問委員会（委員長は独立社外取締役）の審議の結果、相当である旨決議されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	当社における現在の地位及び担当
1	再 任	いとう よしろう 伊 藤 與 朗	代表取締役ファウンダー グループCEO（グループ最高経営責任者）
2	再 任	いとう かつやす 伊 藤 勝 康	代表取締役会長 CEO（最高経営責任者）
3	再 任	ふしみ ありよし 伏 見 有 貴	代表取締役社長 COO（最高執行責任者）
4	再 任	いうち かつゆき 井 内 克 之	専務取締役 業務部門管掌兼CCO（コンプライアンス総責任者）
5	再 任	しんたに あつゆき 新 谷 敦 之	専務取締役 会員制本部長
6	再 任	うちやま としひこ 内 山 敏 彦	専務取締役 料理飲料部門管掌
7	再 任	たかぎ なおし 高 木 直	常務取締役 会員制本部副本部長兼大阪支社長
8	再 任	はなだ しんいちろう 花 田 慎 一 郎	常務取締役 開発部門管掌
9	再 任	ふるかわ てつや 古 川 哲 也	常務取締役 メディカル本部長
10	再 任	おぎの しげとし 荻 野 重 利	取締役 ホテル&リゾート本部長
11	再 任 社外取締役 独立役員	のなか ともよ 野 中 ともよ	社外取締役
12	再 任 社外取締役 独立役員	てらざわ あさこ 寺 澤 朝 子	社外取締役

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	再任 いとう よしろう 伊藤 與朗 (1940年3月29日)	1973年4月 当社代表取締役社長 1996年5月 同 CEO (最高経営責任者) 1999年4月 同 代表取締役会長 2018年4月 同 代表取締役フェウンダー (現任) 同 グループCEO (グループ最高経営責任者) (現任)	2,922,616株
	〔取締役候補者とした理由〕 1973年に伊藤勝康氏と当社を設立以来、コア事業である会員権事業を業界No.1に成長させるなど、当社グループの発展に大いに寄与するとともに、一般社団法人日本リゾートクラブ協会の会長を長年務めるなど、リゾート業界全体を牽引する役割も担っております。また、会員制の検診事業をいち早く立ち上げメディカル事業へ参入するなど先見性にも秀でており、当社ブランドを体現する存在としてグループ全体をリードしております。 これら豊富な経験と実績、及び強力なリーダーシップは、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	再任 いとう かつやす 伊藤 勝康 (1943年6月28日)	1973年4月 当社常務取締役 1980年9月 同 専務取締役 1993年7月 同 代表取締役副社長 1996年5月 同 COO (最高執行責任者) 1999年4月 同 代表取締役社長 2018年4月 同 代表取締役会長 (現任) 同 CEO (最高経営責任者) (現任)	787,312株
	〔取締役候補者とした理由〕 1973年に伊藤與朗氏とともに当社を設立以来、公認会計士及び不動産鑑定士として、その知識と経験を遺憾なく発揮し、当社の発展に大いに寄与しております。1999年4月以降は代表取締役社長を務め、伊藤與朗氏とともに当社ブランドを体現する存在としてグループ全体をリードしております。 これら豊富な経験と実績、及び強力なリーダーシップは、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>再任 伏見 有貴 (1965年8月19日)</p>	<p>2003年10月 当社経営企画室長 2005年6月 同 取締役 2006年7月 同 経営企画・広報部門管掌兼広報部長 2007年7月 同 メディカル事業本部長 2013年6月 同 常務取締役 2014年4月 同 専務取締役 同 メディカル本部長 2016年5月 同 取締役副社長 2018年4月 同 代表取締役社長(現任) 同 COO(最高執行責任者)(現任)</p>	153,514株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 会員制本部、ホテルレストラン運営本部、新規事業開発部・経営企画室・広報部等の経験を生かし、当社グループのシナジーを最大限に追求する経営に努め、メディカル本部長として、メディカル事業をグループの基幹事業にまで成長させました。また、E・S・C・S、プロセス、そして業績をバランス経営することにより、当社ブランドの向上を意識し、中長期的な視点からのサステナブル経営を常に目指しております。 これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>再任 井内 克之 (1960年5月21日)</p>	<p>1983年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2012年4月 同 執行役員 名古屋中央法人部 部長 2013年6月 当社入社 2013年6月 同 執行役員・業務部門副管掌兼業務部門業務担当 2014年4月 同 常務執行役員・業務部門副管掌兼業務部門業務担当 2014年6月 同 常務取締役 同 業務部門副管掌 2017年6月 同 専務取締役(現任) 同 業務部門管掌兼CCO(コンプライアンス総責任者)兼経営企画部管掌 2017年7月 同 業務部門管掌兼CCO(コンプライアンス総責任者)(現任)</p>	12,220株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 みずほフィナンシャルグループにて約30年、人事、経営企画、営業、官庁(旧大蔵省国際金融局) 出向を経験し、豊富な金融知識を有するだけでなく、人事・経営企画・グループ会社管理といった主要な内部管理業務を幅広く経験するほか、3カ店の営業店長として、大組織をまとめるマネジメント経験も豊富に有しており、当社におきましても、業務部門の管掌役員としての勤務経験を重ねて来ております。 これらの幅広い経験や知見は、金融機関との緊密な協力関係を構築・発展させていくとともに、外部目線をも有する業務執行取締役として、当社の中長期的な企業価値向上にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任 しんたに あつゆき 新谷 敦之 (1955年6月15日)	1997年4月 当社会員制事業本部名古屋支社長 1998年6月 同 取締役 1999年6月 同 会員制事業本部東京支社長 2003年10月 同 常務取締役 2012年11月 同 会員制事業本部東京支社長兼横浜支社長 2014年4月 同 会員制本部副本部長兼東京支社長兼横浜支社長 2016年5月 同 会員制本部副本部長兼東京支社長 2016年5月 同 専務取締役(現任) 同 会員制本部長兼東京支社長 2019年4月 同 会員制本部長(現任)	93,000株
[取締役候補者とした理由] 東京支社へ赴任以来、一貫して会員制事業の関東市場を担当、施設開発と合わせて、関東圏での当社シェア、知名度はもとより売上げ拡大に注力し、赴任前年と比較して関東圏の契約高を5倍へ伸長させた実績を有しております。また、中長期的な企業価値の向上のためには人材教育が特に重要と認識し、部下の存在や働きがあって上長が存在できることを幹部教育の根底として、その浸透に努めております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
6	再任 うちやま としひこ 内山 敏彦 (1947年8月4日)	1991年10月 当社ホテルレストラン運営本部料理統轄部長 1992年6月 同 取締役 2003年10月 同 常務取締役 同 料理購買部門管掌 2006年1月 同 料理飲料部門管掌(現任) 2014年4月 同 専務取締役(現任)	135,130株
[取締役候補者とした理由] 当社創業間もない時期より料理部門の総括に携わり、現在の料飲評価と料飲における「ハイセンス・ハイクオリティ」の理念実現の礎を築いた実績を有しております。また、内山敏彦氏の長年にわたるヨーロッパでの経験により磨かれた感性は、当社施設運営に大きく貢献しておりますが、早期よりソムリエ等の育成にも尽力し、当社が有するソムリエの在籍者数は日本有数となります。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>再任</p> <p>たかぎ なおし 高木 直 (1963年5月27日)</p>	<p>2003年6月 当社会員制事業本部名古屋支社長 2005年6月 同 取締役 2014年4月 同 会員制本部名古屋支社長 2016年5月 同 常務取締役(現任) 同 会員制本部副本部長兼名古屋支社長 2019年4月 同 会員制本部副本部長兼大阪支社長(現任)</p>	0株
<p>[取締役候補者とした理由] 当社入社以来36年間、本社所在地の名古屋地区で会員制事業の営業に携わり、主として中部圏の当社シェア、当社ブランドのさらなる向上に努めて参りました。また、現在は会員制本部副本部長として、会員制本部の若い社員を中心とした人材育成に特に注力し、当社グループの中長期的な企業価値向上を目指した経営を推進しております。 これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
8	<p>再任</p> <p>はなだ しんいちろう 花田 慎一郎 (1959年10月13日)</p>	<p>1983年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1999年9月 東海旅客鉄道株式会社入社 2006年7月 株式会社ジェイアール東海高島屋取締役出向 2012年7月 東海旅客鉄道株式会社 秘書部 秘書部長 2014年7月 同 事業推進本部 副本部長 2016年6月 株式会社ジェイアール東海ホテルズ常務取締役出向 2018年4月 当社入社 同 常務執行役員 同 開発部門副管掌 2018年6月 同 常務取締役(現任) 2019年6月 同 開発部門管掌(現任)</p>	2,043株
<p>[取締役候補者とした理由] これまで株式会社日本長期信用銀行で約16年、東海旅客鉄道株式会社で約19年の職務経験を有しております。銀行においては大企業・中堅中小企業の営業推進のほか、企画部門で日銀担当や経営計画の策定等に携わりました。また、東海旅客鉄道株式会社においては秘書部長などの本社業務のほか、グループのホテルや百貨店会社に出向し営業・経営全般をみてきました。 このような多様なキャリアで得られた豊富な経験や人脈、また新規ホテルの開業や百貨店の業績向上などの実績を勘案いたしますと、今後の当社の発展に寄与するものと考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <small>ふるかわ てつや</small> 古川 哲也 (1970年7月21日)	1993年 4月 三井不動産株式会社入社 2006年 2月 株式会社アドバンスト・メディカル・ケア 代表取締役 (現任) 2006年 7月 株式会社ハイメディック取締役 2013年 6月 株式会社iMedical代表取締役 (現任) 2013年10月 当社 執行役員 メディカル事業本部副事 業本部長兼ミッドタウン事業部長 2014年 4月 同 執行役員 メディカル本部副本部長兼 ミッドタウン事業部長兼ハイメディック事 業部長 2016年 1月 株式会社H&Oメディカル (現株式会社進 興メディカルサポート) 代表取締役 (現 任) 2017年 1月 当社 執行役員 メディカル本部副本部長 兼ハイメディック事業部長 2017年 6月 当社 取締役 2017年 7月 株式会社セントメディカル・アソシエイツ 代表取締役 (現任) 2018年 1月 当社 メディカル本部副本部長 2018年 4月 同 メディカル本部長 (現任) 株式会社ハイメディック代表取締役 (現 任) 株式会社日本スイス・パーフェクション代 表取締役 (現任) 2019年 6月 株式会社CICS代表取締役 (現任) 2021年 3月 株式会社ダイヤメディカルネット代表取締 役 (現任) 2021年 4月 当社 常務取締役 (現任)	12,623株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社メディカル・シニアライフ系グループ企業各社の取締役を歴任し、当社事業の拡大に寄与するとともに、業界での豊富な事業経験とノウハウ、人脈とネットワークを構築し、現在は、メディカル本部長として、メディカル新規事業のさらなる創出と会員制メディカルクラブ事業、シニアライフ事業をはじめとする既存事業の成長を担っております。マネジメントにおいては、外部企業と積極的に提携し、専門的人材の活用や女性管理職を多数育成するなどダイバーシティ経営を実践しております。これら豊富な経験と実績、マネジメントスタイルは今後の当社の発展と新しいブランド創造に大いに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<p>再任 おぎの しげとし 荻野 重利 (1958年7月5日)</p>	<p>1999年6月 当社会員制事業本部大阪支社長 2004年3月 同 エクシブ事業本部 グランドエクシブ 浜名湖総支配人 2007年7月 同 執行役員・シティホテルレストラン事 業本部 東京ベイコート倶楽部開業準備室 長 2008年4月 同 執行役員・シティホテルレストラン事 業本部 ベイコート倶楽部事業部長兼東京 ベイコート倶楽部総支配人 2012年12月 同 執行役員・ホテルレストラン事業本部 副事業本部長 2014年4月 同 執行役員・ホテルレストラン本部副本 部長 2015年6月 同 取締役(現任) 2015年10月 同 ホテルレストラン本部副本部長兼エク シブ第二事業部長 2016年4月 同 ホテルレストラン本部副本部長 2018年4月 同 ホテル&リゾート本部長 2020年1月 同 ホテル&リゾート本部長兼東日本事業 部長 2020年4月 同 ホテル&リゾート本部長(現任)</p>	66,427株
<p>[取締役候補者とした理由] 会員制事業にて20年強の営業経験を経た後、新規会員制ホテル及び新規ゴルフ場の開業・運営に携わりホテル経営の実績を重ねて参りました。2014年にホテルレストラン本部の副本部長となった後、当社の今後の海外展開戦略において重要な役割を担うカハラホテル買収後の現地責任者として強いリーダーシップを発揮し、スムーズな承継を実現した実績を有しております。 これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任 社 外 独 立</div> <small>の な か</small> 野 中 ともよ (1954年6月18日)	1987年 4 月 中京女子大学（現至学館大学）客員教授 （現任） 1995年 1 月 大蔵省（現財務省）財政制度審議会委員 2002年 3 月 アサヒビール株式会社取締役 2002年 6 月 三洋電機株式会社取締役 2003年 1 月 文部科学省 中央教育審議会委員 2005年 6 月 三洋電機株式会社代表取締役会長 2005年 7 月 公益財団法人 日本生産性本部 日本経営 品質賞委員会委員（現任） 2008年 8 月 NPO法人ガイア・イニシアティブ代表 （現任） 2017年 6 月 当社 社外取締役（現任） 2018年10月 中部大学 客員教授（現任）	2,620株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>日本放送協会（NHK）等の番組メインキャスターを務めるなど、フリージャーナリストとして外部の目線での企業経営に必要な、政治・社会・環境等の幅広い見識を有しておられるだけでなく、上場会社を含む企業の取締役等の役員を多数歴任され、実際の企業経営の多様な経験と実績を有しております。また、沖縄県久米島観光大使をはじめ、様々な地方自治体の観光大使も務め、観光業にも広い見識を有しております。</p> <p>これらの豊富な経験と実績は、今後の当社の発展に大いに寄与すると考えられることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、企業経営の多様な経験及び政治・社会・環境等幅広い見地を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	<p style="text-align: center;">再任社外独立 寺澤朝子 (1967年7月27日)</p>	<p>1995年4月 名古屋大学 文部教官助手 1996年4月 名古屋工業大学 非常勤講師 1997年4月 愛知学院大学 非常勤講師 1998年4月 中部大学 講師 2003年4月 名古屋市立大学 非常勤講師 2005年4月 中部大学 准教授 経営情報学部 経営学科 2009年4月 名古屋大学 非常勤講師 2010年4月 中部大学 教授 経営情報学部 経営総合学科 2018年6月 当社 社外取締役(現任) 2021年4月 中部大学 学長補佐 教授 経営情報学部 経営総合学科(現任)</p>	1,020株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 経営学における経営組織論や組織行動論を専門とし、社員の動機づけや組織変革に関する研究に長く携わり、企業での調査経験が豊富で、各種行政の委員や社会福祉法人評議員、財団理事などを歴任しています。 直接会社経営に関与された経験はありませんが、これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展に大いに寄与すると考えられることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、企業での豊富な調査経験及び経営学における専門的な見地を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各取締役候補者の重要な兼職の状況につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項(2)重要な兼職の状況」(17頁から18頁まで)をご参照ください。
 3. 野中ともよ氏及び寺澤朝子氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 社外取締役候補者が会社の社外取締役に就任してからの年数について
 - (1)野中ともよ氏の取締役(社外取締役)に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
 - (2)寺澤朝子氏の取締役(社外取締役)に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年であります。
 5. 当社は、取締役 野中ともよ氏及び寺澤朝子氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 6. 当社は、野中ともよ氏及び寺澤朝子氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項(5)責任限定契約の概要」(22頁)をご参照ください。
 7. 所有する当社株式の数には、リゾートトラスト役員持株会における持分を含んでおります。

8. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

<監査等委員会の意見>

監査等委員でない取締役の選定に関し、監査等委員会は指名諮問委員会（監査等委員である独立社外取締役3名が委員として出席）の審議状況も踏まえ、各候補者の選定について協議をいたしました。その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選定について相当であると判断いたしました。

【ご参考】「独立社外取締役の独立性に関する基準」

- (1) 当社における独立社外取締役の独立性に関する基準は下記の通りとし、いずれにも該当しない者は独立性を有するものと判断する。
- 1 当社及び連結子会社の業務執行取締役および執行役員等の重要な使用人である者。
 - 2 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）、又はその業務執行者である者。
 - 3 当社を主要な取引先※とする者、又はその業務執行者である者。
 - 4 当社の主要な取引先※、又はその業務執行者である者。
 - 5 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者。
 - 6 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家。
ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者。
 - 7 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者。
 - 8 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者。
ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者。
 - 9 過去3年間において、上記2から8のいずれかに該当していた者。
 - 10 上記1から9のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等内の親族。
 - 11 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。
- ※ 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上が2%を超える場合をいう。
- (2) (1) の基準に加え、当社取締役の法令順守や経営管理に対する監査・監督に必要な幅広い知識と豊富な経験を有することを独立社外取締役選任の目安とする。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役候補者の選定に当たりましては、代表取締役（3名）及び独立社外取締役（4名）で構成された指名諮問委員会（委員長は独立社外取締役）の審議の結果、相当である旨決議されております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	当社における現在の地位及び担当
1	再 任	みのわ ひでのぶ 美濃羽 英 伸	取締役[監査等委員]
2	再 任 社外取締役 独立役員	あいば よういち 相 羽 洋 一	社外取締役[監査等委員]
3	再 任 社外取締役 独立役員	あかほり さとし 赤 堀 聡	社外取締役[監査等委員]
4	再 任 社外取締役 独立役員	なかたに としひさ 中 谷 敏 久	社外取締役[監査等委員]
5	新 任 社外取締役候補者 独立役員候補者	みやけ まさる 三 宅 勝	

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再 任 みのわ ひでのぶ 美濃羽 英 伸 (1954年9月2日)	1981年10月 当社入社 2000年10月 同 業務本部経理グループ部長 2003年10月 同 経理部長 2007年7月 同 執行役員・業務部門経財担当 経理部長兼財務部長 2015年10月 同 執行役員・経理部長兼財務部長兼会員業務部担当 2019年6月 同 取締役[監査等委員](常勤) (現任)	23,220株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社において長年にわたり、経理部門で経理業務に携わるとともに、執行役員として約11年間経理・財務・会員業務部門を担当し、また、複数の子会社にて取締役として会社経営の一翼を担っております。</p> <p>これらの経験により培った当社及び当社グループ事業に関する豊富な知識及び経理・財務に関する専門的な知識を生かし、業務執行に対する監査等の職責を果たすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役への選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立 あ い ば よ う い ち 相 羽 洋 一 (1946年4月13日)</p>	<p>1979年4月 名古屋地方裁判所判事補 1982年4月 大津地方・家庭裁判所判事補 1985年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）所属） 大脇・鷲見合同法律事務所勤務（現しるべ総合法律事務所） 1990年4月 同事務所 パートナー弁護士 2003年6月 当社 社外監査役 2009年4月 同事務所 代表パートナー弁護士（現任） 2015年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現任）</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、また、約18年に渡って当社の監査役及び監査等委員である取締役として、法的側面からの視点を加えて有益なご指摘等いただくなど、当社経営の健全性確保に貢献されています。 直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しておりますため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、弁護士としての経験を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	0株
3	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立 あ か ほ り さ と し 赤 堀 聰 (1944年6月11日)</p>	<p>1987年7月 名古屋中税務署勤務 1988年7月 名古屋国税局勤務 1993年7月 岐阜北税務署副署長 2001年7月 札幌北税務署長 2002年7月 熱田税務署長 2003年9月 赤堀聰税理士事務所 所長（現任） 2007年6月 マスプロ電工株式会社社外監査役 2009年6月 当社 社外監査役 2015年6月 同 社外取締役[監査等委員]（現任）</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 税理士としての専門的な知識・経験等のほか他社の社外監査役経験を有しており、また、約12年に渡って当社の監査役及び監査等委員である取締役として税務の視点を加えた有益なご指摘をいただくなど、当社経営の健全性確保に貢献されています。 直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しておりますため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、税理士としての経験を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> <small>なかたに としひさ</small> 中谷 敏久 (1962年3月10日)	1986年 4月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 1989年 3月 公認会計士登録 2012年 6月 有限責任あずさ監査法人 退所 2012年 8月 税理士登録 2012年10月 監査法人マーキュリー代表社員（現任） 2014年 6月 当社 社外取締役 2015年 6月 同 社外取締役[監査等委員]（現任）	0株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、また約7年に渡って、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役として会計や税務の視点を加えた有益なご指摘や率直なご意見をいただくなど、当社経営の健全性確保に貢献されております。</p> <p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しておりますため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、公認会計士及び税理士としての経験を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任 社外 独立</div> <small>みやけ まさる</small> 三宅 勝 (1952年4月27日)	1975年 4月 名古屋市入庁 1996年 4月 同 市長室主幹 2009年 4月 同 上下水道局長 2011年 4月 同 総務局長 2013年 4月 名古屋市立大学副理事長兼事務局長 2018年 5月 同 経済学研究科特任教授（現任） 2018年 5月 同 都市政策研究センター センター長（現任）	0株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>長年にわたり公務員として行政に従事しており、また、大学で副理事長としての経験も有しており、法律や社会等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。</p> <p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しておりますため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、これら豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 美濃羽英伸氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏及び三宅勝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、相羽洋一氏と当社との特別の利害関係につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項（4）社外役員に関する事項①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係」（21頁）をご参照ください。なお、同氏個人と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 相羽洋一氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏及び三宅勝氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者が会社の社外取締役又は監査等委員である取締役に就任してからの年数について
 - (1) 相羽洋一氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
 - (2) 赤堀聰氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
 - (3) 中谷敏久氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって7年であり、監査等委員である取締役（社外取締役）に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社は、取締役（監査等委員） 相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、三宅勝氏が選任された場合は、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏の重要な兼職の状況につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項 (2) 重要な兼職の状況」(17頁から18頁まで)をご参照ください。
7. 当社は、相羽洋一氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項 (5) 責任限定契約の概要」(22頁)をご参照ください。
8. 三宅勝氏が社外取締役に就任したときには、期待された役割を十分に発揮できるよう三宅勝氏と責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりです。

 - ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 当社は、相羽洋一氏が所属するしるべ総合法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その年間取引金額の割合は当社の売上高の0.01%未満、しるべ総合法律事務所の売上高の1.3%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。
10. 中谷敏久氏が代表社員を務める監査法人マーキュリーは、リゾートトラストゴルフ事業(株)から業務委託料を受けておりますが、2021年6月末日に契約を終了する予定です。
11. 当社は、三宅勝氏と顧問契約を締結してはりましたが、2021年4月末日に契約を終了しております。なお、契約締結時の顧問料は年間120万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。
12. 所有する当社株式の数には、リゾートトラスト役員持株会における持分を含んでおります。
13. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の全体を見直し、当社の企業価値の持続的な向上に資する報酬制度とするため、第5号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬としての譲渡制限付株式の付与の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会の終結の時をもって取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として再任予定の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）10名に対し、本総会の終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することとしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各氏の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の退任の時とし、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
いとう よしろう 伊藤 與朗	1973年4月 当社代表取締役社長 1996年5月 同 CEO（最高経営責任者） 1999年4月 同 代表取締役会長 2018年4月 同 代表取締役ファウンダー（現任） 同 グループCEO（グループ最高経営責任者）（現任）
いとう かつやす 伊藤 勝康	1973年4月 当社常務取締役 1980年9月 同 専務取締役 1993年7月 同 代表取締役副社長 1996年5月 同 COO（最高執行責任者） 1999年4月 同 代表取締役社長 2018年4月 同 代表取締役会長（現任） 同 CEO（最高経営責任者）（現任）
ふしみ ありよし 伏見 有貴	2005年6月 当社取締役 2013年6月 同 常務取締役 2014年4月 同 専務取締役 2016年5月 同 取締役副社長 2018年4月 同 代表取締役社長（現任） 同 COO（最高執行責任者）（現任）

氏名	略歴
井内 克之 いうち かつゆき	2014年6月 当社常務取締役 2017年6月 同 専務取締役（現任）
新谷 敦之 しんたに あつゆき	1998年6月 当社取締役 2003年10月 同 常務取締役 2016年5月 同 専務取締役（現任）
内山 敏彦 うちやま としひこ	1992年6月 当社取締役 2003年10月 同 常務取締役 2014年4月 同 専務取締役（現任）
高木 直 たかぎ なおし	2005年6月 当社取締役 2016年5月 同 常務取締役（現任）
花田 慎一郎 はなだ しんいちろう	2018年6月 当社常務取締役（現任）
古川 哲也 ふるかわ てつや	2017年6月 当社取締役 2021年4月 同 常務取締役（現任）
荻野 重利 おぎの しげとし	2015年6月 当社取締役（現任）

本議案に基づく退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給は、本総会の終結の時までの在任中の労に報いるものであり、当社の定める「役員退職慰労金支給規程」に基づき当社所定の基準により相当額の範囲内において行うこと、及び、取締役会において決定した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合するものであることから、報酬として相当なものであると判断しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項（3）取締役の報酬等の額④取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（19頁から20頁まで）をご参照ください。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬としての譲渡制限付株式の付与の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、現在、基本報酬、ストックオプション、退職慰労金及び業績連動型株式報酬から構成されておりますが、今般、役員報酬制度の全体を見直し、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。本議案において、以下「対象取締役」という。）の退職慰労金制度を廃止するとともに、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えつつ、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従前の取締役報酬等とは別枠で、対象取締役に對し、新たに報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつきご承認をお願いいたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は10名となります。

1. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1,200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）とし、年額1,200百万円以内といたします（譲渡制限付株式の付与に際しては、下記2.に記載のとおり金銭の払込等は要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき、各取締役会決議の日の前営業日における（株）東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他公正な評価額として算出します。）。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

2. 譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込み等に関する事項

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、対象取締役の報酬等として募集に係る株式の発行又は処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しません。

3. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、対象取締役が役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合、対象取締役が譲渡制限期間中に禁錮以上の刑に処せられた場合、破産手続開始等の申立てがあった場合、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行等を受けた場合、当社の事前の承諾なく当社グループと競業する業務に従事し又は競合する法人等の役職員に就任した場合、法令、当社グループの内部規程又は本割当契約に重要な点で違反した場合その他本割当株式を当社が無償で取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該定めに従った数の本割当株式を無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。
4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由
- 本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、①譲渡制限期間が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日まで存続し、かつ、一定の事由による無償取得が設定されているため、在任中にわたって、取締役としての職務執行を規律しつつ、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるものであること、②上記1.の上限額は、同業他社や時価総額等の点で同程度の規模の他の会社の水準も参考にして、当社の取締役の現在の員数や今後の増加の可能性を踏まえ、中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブの付与、及び、優秀な経営人材の維持確保を促進する水準であること、並びに、③譲渡制限付株式の付与による希釈化の程度は、第6号議案の業績連動型株式報酬を考慮しても限定的であることから、譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。
- また、当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「3.会社役員に関する事項(3)取締役の報酬等の額④取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（19頁から20頁まで）に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、①譲渡制限付株式を、役員、職責、在位年数その他の事

情に応じて予め設定した水準に従い、原則として毎年一定の時期に付与する旨、及び、②譲渡制限付株式の個人別の割当株式数を個人別の報酬額と同様の方法にて決定する旨を、当該方針に追加することを予定しております。

なお、本議案の効力は、第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として発生することといたします。

第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2013年6月27日開催の第40回定時株主総会、2015年6月26日開催の第42回定時株主総会及び2016年6月28日開催の第43回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の内容についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」という。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、取締役会において決定した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（事業報告「3.会社役員に関する事項（3）取締役の報酬等の額④取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（19頁から20頁まで）をご参照ください。）及び第5号議案の承認に伴う変更後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（第5号議案（55頁から57頁まで）をご参照ください。）にそれぞれ合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2015年6月26日開催の定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額1,200百万円以内。ただし、使用人給与は含まない。）の枠内で、本制度に基づく報酬を当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

また、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は10名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、2014年3月末日で終了した事業年度から2018年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の受益者要件を満たす取締役への交付を行うための株式の取得資金として、1,000百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金員を原資として、当社株式を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに1,000百万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対する株式の交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1,000百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式等の金額とします。）を控除した金額とします。

(3) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（2）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

(4) 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に給付される当社株式の数の上限

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）には、当社役員株式給付規程により各事業年度において業績達成度等に応じて定まる配分原資額を、一定の株価（各株主総会開催日の直前1カ月間の(株)東京証券取引所における当社株式の終値の平均値）で割り、定まったポイント数を役位に応じて付与します。取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）について付与される1事業年度当たりの配分原資額は197百万円、ポイント数の合計は197,000ポイント（相当する株式数は197,000株）を上限として、当社役員株式給付規程の定めに従い、業績達成度に応じて算定されます。

なお、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に付与される1ポイントは、下記（5）の株式給付に際し、当社1株に換算されます（但し、本議案の承認後において、ある取締役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、当該取締役の確定ポイント数を当該超過数に相当するポイント数まで減じることとします。）。

また、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（197,000株）による希釈化の程度は、第5号議案の譲渡制限付株式報酬を考慮しても限定的であることから、本制度における株式付与は相当なものであると判断しております。

(5) 当社株式の給付

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び当該役員に役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(6) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
- (2) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後5時となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

- ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。
- (1) 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）
 - (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以上

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋観光ホテル 3階 「那古の間」
 名古屋市中区錦一丁目19番30号
 TEL (052) 231-7711 (代)



交通：地下鉄 東山線・鶴舞線 「伏見」 駅⑨⑩番出口 徒歩2分

開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際には、お間違いのないようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてのご案内】

接触感染リスク低減のため、下記の対応についてご理解をお願い申し上げます。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会にご出席を検討されている株主様は、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席を見合わせていただくようお願いいたします。
- ・ 事前の議決権行使をいただきました株主様には、御礼を進呈させていただきます。詳細につきましては、同封のご案内をご覧ください。
- ・ 本年は、感染症拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたしますので、本株主総会へのご出席については、事前登録の上、抽選とさせていただきます。事前登録制の詳細は、下記当社ホームページにてお知らせいたします。

<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>

- ・ 本年は、株主様から事前に質問を2021年6月18日（金曜日）まで受け付けた上で、株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ホームページに掲載させていただきます。株主様からのご質問は、当社ホームページ「投資家情報」から選択できる、下記「お問い合わせ・資料請求」にて承ります。

<https://www.resorttrust.co.jp/inquiry/ir/>

- ・ 株主総会にご出席の株主様への記念品のご用意はございません。
- ・ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記当社ホームページにおいてお知らせいたします。

<https://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>

【お問合せ窓口のご案内】

株主様は、上記のご質問のほか、ご意見等につきましても、当社ホームページ「投資家情報」から、下記「お問い合わせ・資料請求」をご活用ください。

<https://www.resorttrust.co.jp/inquiry/ir/>

また、会員様には、2020年2月より「会員様 相談窓口」を開設しておりますので、下記当社ホームページ「会員様 相談窓口」をぜひご活用ください。

<https://www.resorttrust.co.jp/support/>